

中国文化財返還運動 を進める会 ニュース

No. 4

中国文化財返還運動を進める会

2023/3/7

東京都港区西新橋 1-21-5 一瀬法律事務所 / Tel. 03-3501-5558 / Mail: info@ichinoselaw.com

*本会にぜひ入会を! カンパを! 郵便振替: 00120-7-636180 (中国文化財返還運動を進める会)
正会員年会費 (個人) 1000 円・(団体) 3000 円 / 賛助会員 (個人・団体) 1 口 1000 円 (1 口以上)

4 月 22 日開催の講演 & 自由討論会に ご参加ください。

2022 年 12 月 20 日にドイツのベーアボック外相は、ナイジェリアから持ち出された「ベニン・ブロンズ」21 点を返還するに際して「盗むことは間違いだったが、保持することも間違いだった」と述べました。またロート文化相は「今回の返還は、盗まれた宝物を横取りした植民地時代の不正を認める行動である」と述べました。

これに対してナイジェリアのオンエアマ外相は「世界の他の国々が従うべき基準を示した」と述べました。ブハリ大統領は「略奪された文化財の返還を求める声は、抗えないものになりつつある」と述べました。これは、2022 年 10 月 14 日および 12 月 22 日の『赤旗』が伝えるものです。

世界で植民地時代に不当に持ち去られた文化財を元あった地に返還する動きが進んでいます。過去になされた不当な行為に基づく現状を正して自らの誤りを認めることで、かつての植民地宗主国と被植民地国との間に新たな関係を築こうとする決意を示すものです。

今回の講演では、「世界の返還運動の現状」と題して、こうした世界の文化財返還運動に関する第一人者である森本 和男さんをお願いいたしました。欧米における動向、そしてアジアにおける現状、特に建国以来の中華人民共和国に対する返還はどのような形が望ましいのか、私たちはこれからどのような形関わって

けばいいのかといった点についてお話いただきます。また瀨瀨 厚さんにはアジアにおける近現代史の観点から中国由来の文化財を返還することについてコメントを頂き、その後パネル・ディスカッション形式でお二人から自由にご意見を伺う予定です。

私たちのこれからの行く手を見通すためにも、皆さんの積極的なご参加と活発な意見交換を期待しています。

(五十嵐 彰)

中国からの略奪文化財返還を求める!! 4・22大集会

講演* **森本 和男** (「東アジア歴史・文化財研究会」代表、「韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議」世話人)
瀨瀨 厚 (本会共同代表、山口大学名誉教授)

とき* **4 月 22 日 (土)** 13 時~16 時 45 分

ところ* **港区立産業振興センター大会議室**

(港区芝 5-36-4 札の辻スクエア 11 階)

JR・田町駅 / 都営三田線三田駅 A3 出口から 4 分

主催* **中国文化財返還運動を進める会**

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-21-5 一瀬法律事務所

TEL 03-3501-5558 (担当: 元永もとなが)

E-mail info@ichinoselaw.com

注目を集めた12月九段写真展 パネル「収奪された文化財を元の場所に返そう」

昨年12月12日(月)～12月18日(日)、千代田区立九段生涯学習館の2階九段ギャラリーにて、「写真展・日中国交正常化50周年と日本の中国侵略を考える」が開かれた。全体は「南京大虐殺・731部隊細菌戦・毒ガス戦・重慶大爆撃・文化財略奪」の5つのテーマだった。当会は「収奪された文化財を元の場所に返そう」を訴える約40枚を組み合わせて参加した。具体的には①瑕疵文化財(略奪・収奪)の考え方、②世界の文化財返還の動向、③中国から収奪された文化財の全容、④九鬼隆一の戦時清国宝物蒐集方法、⑤日清戦争の戦利品で靖国神社と山縣有朋記念館にある「石獅子」、⑥日露戦争の戦利品で皇居にある「鴻臚井碑」、⑦中国の天龍山石窟などから収奪された文化財群、⑧中国側の返還運動、⑨日本側の返還運動などで構成した。最初の試みで十分な時間もなかったが、現段階の当会の認識を示せたと思う。他の南京・731・毒ガス・重慶爆撃などの戦争被害問題と並んで「文化財返還運動」を社会に訴えた意義は大きいと思う。

さて、現在の日中間の最も重要な課題は平和の実現だ。日本の中国侵略戦争は、2000万人以上にのぼる膨大な中国人の犠牲者を出した著しく残虐で不正義の戦争だった。現実には今も戦争被害者の傷は癒えていない。しかも日本政府は日本が行った対中国戦争が侵略戦争であったことを明確に認めず、日本の戦争を美化する靖国神社を容認して支持し続けている。これは中国側の日本に対する不信を増幅させている。

1972年の「日中共同声明」は、「日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」と誓約している。この視点に立って、文化財返還運動を含む民間交流がより一層発展されねばと思う。

写真展に来られた方で新たに当会の会員になった方もおられたし、5つの課題での交流が実現できた意義は大きい。南京大虐殺60周年大阪、NPO731部隊資料センター及びNPO重慶大爆撃を語り継ぐ会の御協力に感謝します。



なお、開催期間中、毎日以下のとおり「ミニ講演」を行い、写真展の目玉になった。

- 12月12日(月) 田中宏(一橋大学名誉教授)「南京大虐殺85年から日中関係を考える」
- 12月13日(火) 額額厚(山口大学名誉教授)「中国侵略から日本の近現代史を考える」
- 12月14日(水) 東海林次男(東京都歴史教育者協議会会長)「靖国神社の“戦利獅子石”の由来など」
- 12月15日(木) 大内要三(軍事ジャーナリスト)「対中国日米共同作戦体制とCBR[化学・生物・放射能]戦」
- 12月16日(金) 奈須重雄さん(731部隊問題研究者)「中支那防疫給水部軍医の蚤の研究」
- 12月17日(土) 石島紀之(フェリス女学院大学名誉教授)「映画『苦干』に見る重慶大爆撃の実相」
- 12月18日(日) 五十嵐彰(慶應義塾大学講師)「文化財返還運動の思想的核心と提起された諸問題」

7人のミニ講演の際には毎回20～30人が来場され、自由な意見交換ができた。写真展には、7日間で延べ約500人が参加された(写真は田中宏さん(左)、東海林次男(右上)・五十嵐彰(右下)両共同代表によるミニ講演の様子)。

(一瀬 敬一郎)



返還交渉に向けて、 吉田忠智議員と再度の面談

私たち進める会では、現在3か所（靖国神社・山縣有朋記念館・皇居）に置かれている文化財を、当面する返還要求の対象としています。それらは、元々あった場所がはっきりしており、奪われた経緯も比較的明確です。それらの返還を実現していくことを通じて、日本が中国から（もちろん、他の地域からも）不当に奪った全ての文化財の返還を展望していきたいと考えています。けれども実際、侵略戦争・植民地支配責任を否定するこの国の主流の歴史認識をも背景として、責任ある機関を交渉のテーブルにつかせること自体、なかなか困難な現実があります。

先行する運動や議論に学びながら、一歩でも前に進めるためにいろいろ知恵を絞っているところですが、そのうち、皇居吹上御苑にある鴻臚井碑については、ニュース2号に既報のとおり、昨年8月29日、吉田忠智参議院議員を通して、「レクチャー」という形で、管理者である宮内庁との話し合いを持つことができました。

そこで明らかになった問題点を確認し、今後の取り組みについて意見交換するために、2月15日午後、会のメンバー8人が、参議院議員会館で吉田議員と面談しました。

吉田議員は前回の宮内庁とのやりとりを受けて「ぜひ今年には鴻臚井碑を実見したい」と述べ、1967年に渡辺諒という人が吹上御所に入って鴻臚井碑を実見しているという前例があること、また2005年に中国の研究者が鴻臚井碑を見たいと申し入れたが拒否され、代わりに写真を提供されたなどの経緯について調べたいと発言しました。

会のメンバーからは、「そもそも中国のものが日本の国有財産になっているのはおかしい、日中友好になるのだから返還すべき」という原則的発言や、「国有財産」というならば、それを「国民や国民を代表する国会議員」に見せない理由は何なのか、といった意見が出されました。

今後の進め方として、「国会（委員会）質問に先立つ事前のレクチャー（担当省庁のレク）」として、宮内庁との二回目の交渉を求めるとしました。時期については、選挙後の「5月以降」になるだろうとの見通しも示されました。まずは、現場に立ち入り、議員及び有志による鴻臚



井碑の実見を早急に実現させる、ということです。現物がどうなっているのか、確認しないことには話は進みません。

私たちは、引き続き吉田議員と連携し、かつ、他の国会議員への働きかけも追求しながら、これまでの経緯を整理し、国会における文化財返還に関する質問主意書や、国有財産についての法的解釈などを改めて検討し直し、宮内庁への申し入れ文書の内容を詰めていくことにしました。

一方、靖国神社と山縣有朋記念館の石獅子（狛犬）に関する交渉は、残念ながらまだ遅れています。

靖国神社に対しては、昨年7月7日に同社社務所で広報担当の宮司に要望書を手渡しました。これに対して同25日に、「再度調査が必要かと思われ」るため、「今暫く御時間を頂戴できれば」との「回答」が送られてきました（ニュース1号）。だいぶ時間が経ってしまったこともあり、「その後の検討の具合」について尋ねたうえで、再度の面談を申入れることにしています。

山縣有朋記念館については残念ながら、交渉のスタートラインの第一歩にさえ立てていないのが実情です。記念館に対してはやはり昨年7月7日に申入書を送付しましたが、応答がないため、11月4日に再度申入書を送ったのですが、なしのつぶてです。責任者が記念館に常駐していないという状況もあり、どうすれば有効な交渉を実現できるか、方法論も含めて検討しています。

対象についての諸事情が明確であるこれらの文化財であっても、それぞれ異なるアプローチをとりつつ、粘り強く要求して交渉を実現していくことは、容易な道のりとは言えません。ぜひ会員の皆さんの積極的な協力とご支援をお願いします。

（新 孝一）

「大阪城のこま犬の正しい由来と日中不再戦の決意が明記された説明板設置を求める要望」につき、大阪市と協議

昨年12/14、大阪市役所で「大阪城のこま犬の正しい由来と日中不再戦の決意が明記された説明板設置を求める

要望」につき大阪市と協議を行った。大阪城のこま犬は、1937年中国天津から戦利品として略奪されてきた。1983

年のかま犬返還運動の結果、中国への返還が実現した。1984年「かま犬返還の申し出は日本人民の友誼の気持ちのあらわれ」だとしてあらためて「友好の証」として中国から寄贈を受けた。

ところが、大阪市が設置した説明板には「日中戦争の最中に日本へ運ばれ……」とあるだけだ。略奪の事実と真摯な反省、日中不再戦の決意がまるで伝わらない。これで「友好の証」と言えるだろうか?! 当然この箇所が大阪市との協議の論争点となった。しかし、大阪市は「貴団体が認識している史実に対する本市の認識はどういったものか、という質問については、新たな要望となるため、再度文書により提出いただき、改めて文書にて回答を行うことになる」と回答を避けた。

1983年当時、大阪城山里丸姫門にあったかま犬前での「かま犬返還祈願祭」や署名活動でかま犬返還運動が大変な盛り上がりを見せた時、大阪市はかま犬を地下倉庫にしまい込み隠すという挙にでた。さらに、中国からかま犬寄贈の表明を受けた時、(大阪城で最も人出でにぎわう)本丸に設置するという新聞発表であった。ところが、1984

年かま犬が設置されたのは、(大阪城で最も人出が少ない)大阪城京橋口入ってすぐの西の丸北門前であった。そして、かま犬の正しい由来がまるで伝わらない説明板が立てられる結果となった。

一連の大阪市の対応の根底にあるのは「歴史隠蔽」そのものだ。これは、略奪文化財返還運動は歴史隠蔽との闘いであることを物語っている。そして、略奪文化財の存在そのものが、侵略、略奪の動かぬ証拠であり、歴史隠蔽勢力にその罪責を厳しく問い直し続けている。これこそが、略奪文化財返還運動の最大の強みだ。

大阪城狛犬会は中国文化財返還運動を進める会の一員として、日中の草の根運動で文化財返還実現に向け、共に頑張りたいと思います。今後ともよろしくお願ひします。

(大阪城狛犬会/伊関 要)

* 大阪市との協議の議事録等は、大阪市ホームページで閲覧できます。(大阪市ホームページ➡大阪市：団体との協議等の実施状況➡大阪城狛犬会)

【中国側の動向】高麗仏像の所有権判決を受けて

2012年に長崎県対馬市の観音寺から盗み出され、韓国へ持ち込まれた仏像の所有権をめぐる訴訟の控訴審判決が2月1日、韓国の大田(テジョン)高裁であった。一審判決は、韓国中西部の忠清南道にある浮石(プソク)寺の「(自分の寺から)14世紀に倭寇に略奪された」との主張を認めて所有権を認定したが、高裁は一審判決を取り消し、主張を退けた(朝日新聞デジタル、2023年2月1日)。すなわち、韓国高裁は盗難の仏像「観世音菩薩坐像」は「韓国の寺の所有物ではない」と逆転判決を出した。

このニュースは、日本に流失した中国文化財の返還を求める中国民間有志の間で大きな話題となり、特に以下の三点において注目された。①倭寇の略奪が非合法だという認識、②韓国の浮石寺が1330年に仏像を所有したことを証明できなかったこと、③「(観音寺が)1953年から仏像が盗まれる前の2012年までの60年間、平穩・公然と占有した事実が認められる」とし「取得時効(20年)が完成し所有権が認められる」と判示したこと。

以上を受けて、唐の鴻臚井碑(現皇居に置かれている)の返還を求める民間の有志は、今後の活動の展開について以下の見方を示した。

まず、鴻臚井碑の返還を求める主体(所有者、責任者)を明確にしなければならない。鴻臚井碑は誰によって管轄されていたか、それが流失したことを受けて誰が責任を持って返還を求めるべきか。返還を求める主体について、次のような見方が示された。第一の主体は1981年以後鴻

臚井碑遺跡が所在している大連市旅順口区文旅局と外事弁公室(外国事務を扱う部門)である。第二の主体は大連市文旅局と外事弁公室、第三の主体は遼寧省文物局と外事弁公部門、第四の主体は国務院文物局と外交部である。以上の四つの主体(所有者、責任者)が返還を求める声をあげることが必須である。民間の活動はすでに29年間に渡り研究活動を尽くしてきた。民間の活動が第一段階とすれば、今後は政府機関(主体、所有者)が返還を求める第二段階の活動が期待される。この四つの主体は日本の民間の「中国文化財返還運動を進める会」と協力し、宮内庁との交渉を試み、返還方法を探るべきである。

従って、返還を求める中国民間の有志にとって、いかに大連市や遼寧省の政府機関に、日本に対する目を向けさせるかが、今後の新たな仕事となる。具体的にやるべきことは、①有志が大連市旅順口区に提案報告を申し入れる、②旅順口区から返還を求める報告書を大連市に提出する、③大連市が遼寧省へ報告を提出する、④遼寧省が国務院文物局と外事部門に報告を行う。以上の報告に対する政府機関の「返答書」が示されれば、宮内庁と交渉しやすくなるであろう。

また、法律的証拠をそろえるために、日露戦争後に結んだ「日清善後条約」(満州善後条約)について研究を深め、日本側が鴻臚井碑を持ち出したことは「非合法」であることを証明する必要がある、という意見もあった。

(鄧 捷)